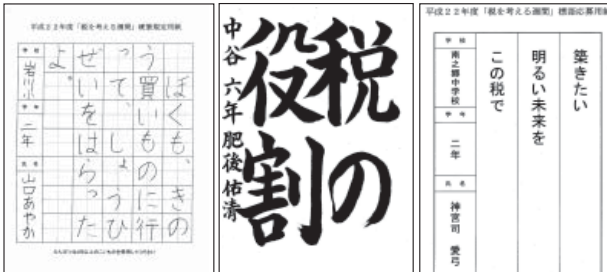


税を考える週間 「硬筆・書道・標語」入賞者紹介

曾於市長賞の作品



硬筆の部

書道の部

標語の部

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8804

大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932



曾於市議会議長賞の作品



硬筆の部

書道の部

標語の部

税を考える週間
国税庁が毎年実施している「税を考える週間」に合わせて、曾於市では平成22年度硬筆・書道・標語展の作品を募集し、入賞者が決定しました。
この取り組みは、税の意義や役割を正しく認識してもらい、税に対する関心を深めていただくため、市内の小学校、中学校の児童・生徒および一般市民を対象に実施したものです。
今年度は硬筆の部に474点、書道の部に861点、標語の部に62点の応募がありました。
結果は次のとおりです。

曾於市長賞				曾於市教育長賞				
硬筆の部	山 口 彩 花	岩川小学校	2 年	硬筆の部	郷田 ミカアンジェラ	岩南小学校	2 年	
書道の部	肥 後 佑 清	中谷小学校	6 年	書道の部	肥 後 里 奈	岩川小学校	5 年	
標語の部	神宮司 愛 弓	南之郷中学校	2 年	標語の部	中 島 麗	財部中学校	1 年	
曾於市議会議長賞				曾於市税務課長賞				
硬筆の部	中 野 弘 貴	財部小学校	1 年	硬筆の部	郷 田 メグアン	岩南小学校	1 年	
書道の部	荒 武 真 也	柳迫小学校	3 年	書道の部	和 田 円 花	末吉小学校	6 年	
標語の部	切 通 彩 深	財部中学校	1 年	標語の部	片 平 有 美	財部中学校	1 年	
大隅税務署長賞				入 選				
硬筆の部	新 川 寧 音	末吉小学校	2 年	硬筆の部	谷 川 湖 来	諏訪小学校	1 年	
書道の部	山 下 千 里	財部南小学校	4 年		松 尾 幸理愛	末吉小学校	1 年	
標語の部	川 野 遥 香	南之郷中学校	1 年		矢 野 慧 史	月野小学校	1 年	
大隅地域振興局長賞					市 瀬 実 夢	岩川小学校	2 年	
硬筆の部	中 尾 珠 綺	岩川小学校	2 年		木 原 光 梨	岩川小学校	2 年	
書道の部	今 原 こ と み	末吉小学校	5 年		田 中 初 樹	末吉小学校	2 年	
標語の部	牧 野 菜々香	財部中学校	1 年	書道の部	斉 藤 朱 音	柳迫小学校	3 年	
社団法人 曾於法人会長賞					迫 田 由貴希	岩川小学校	3 年	
硬筆の部	ミョウコウ 愛海	岩川小学校	1 年		重 久 翔 哉	諏訪小学校	3 年	
書道の部	中 吉 蓮太郎	柳迫小学校	5 年		肥 後 克 也	岩川小学校	3 年	
標語の部	井川原 豪	財部中学校	1 年		糸 繰 雄 亮	末吉小学校	4 年	
曾於市副市長賞					森 岡 由 至	末吉小学校	4 年	
硬筆の部	大 園 福太郎	岩川小学校	2 年		稲 留 里 香	末吉小学校	5 年	
書道の部	荒 武 志 織	柳迫小学校	6 年		富 田 瑠 菜	末吉小学校	5 年	
標語の部	濱 田 愛 莉	南之郷中学校	2 年		浜 田 光 希	岩川小学校	6 年	
					山 端 莉 加	財部小学校	6 年	

曾於東部地区(末吉町南之郷・岩崎・二之方)では、畑地かんがいによる農業経営の安定と近代化のため、国営かんがい排水事業で中岳ダム、ファームポンド等を整備し、県営畑地帯総合整備事業で、ほ場へのパイプラインの布設、給水栓の設置及び散水器具の整備を実施していますが、補助事業による有利な散水器具の整備及び給水栓の設置申込みは、平成23年3月末日までです。

畑地かんがい事業曾於東部地区(末吉町南之郷・岩崎・二之方) 受益者の皆様へ

補助事業による畑地かんがい用散水器具、給水栓設置の申し込みは、**平成23年3月末日まで**です!



お問い合わせ先

末吉支所耕地課

畑地かんがい係

☎ 0986-76-8810

志布志市松山支所内

曾於東部土地改良区

☎ 099-487-2986

(10a 当たり)

(単位: kg)

作物名	かん水区	無かん水区	効果
さつまいも	3,696	3,150	546kg 増収
加工用大根	7,945	6,529	1,416kg 増収
はくさい	11,739	9,004	2,735kg 増収
ごぼう	1,992	885	1,107kg 増収
ゆず	4,603	4,335	268kg 増収
飼料用青刈リ トウモロコシ	1,189	1,096	93kg 増収

畑かん効果について

畑かん営農実証ほの実績によると、畑地かんがい用水を利用した「かん水区」と利用しない「無かん水区」とでは、収量・品質の差が顕著に表れました。

補助率・自己負担について

平成23年3月末日までに散水器具の整備及び給水栓の設置申込みをされまると、補助により有利に導入できます。その後は、全額自己負担となります。なお補助残の自己負担分は、分割支払いも可能です。

○散水器具

【補助率(79・75%)
自己負担(20・25%)】

散水器具	概算整備費	概算負担金
レインガン	226,000 円	46,000 円
スプリンクラー	199,000 円	40,000 円
噴射ホース	121,000 円	25,000 円
ロールカー	1,500,000 円	304,000 円

※1 ローลカーは1台当たりの価格、その他の器具は10a 当たりの価格です。

※2 購入費は、畑の形状や、ろ過器など給水装置の設置により変動します。

○給水栓：自己負担なし 水使用料について

(10a 当たり年間)

普通畑：3,600 円
ハウス：6,000 円
茶園：12,000 円

水使用規程の改正により使用しやすくなりました。

① 借地の場合は、借地期間中のみの畑かん使用が可能です。
② 連作障害等の防止のため、畑の面積が同等以上であれば使用場所の変更ができます。

散水器具・給水栓



(給水栓)



(噴射ホース：ゆず、野菜用)



(レインガン：移動式)



(ロールカー：自走式)



(スプリンクラー：移動式)

散水器具・給水栓設置及び水利用申込み先
※上記までお問い合わせ下さい。

畑かんを有効利用して経営の安定につなげましょう!

※茶の防霜かんがい施設の申込みについては、受付できない場合があります。事前にお問い合わせ下さい。



地域振興住宅イメージ

地域振興住宅の入居者募集

地域の活性化を目的に、市外から曾於市に定住希望する入居者を募集して、新築賃貸住宅を供給します。

お問い合わせ先

建設課・建設水道課

末吉 ☎ 0986-76-8811

財部 ☎ 0986-72-0941

大隅 ☎ 099-482-5953



地域振興住宅の概要

① 建設対象地域
市内全域（旧3町の市街地を除く）

② 構造 木造平屋建て

③ 間取り 3LDK・4DK

④ 月額家賃 2万1千円以内

⑤ 入居可能時期 平成24年3月予定

地域振興住宅の建設地

① 市内の市有地

② 市内に新たに取得する市有地

申込資格

① 申し込み時に世帯主が、おおむね40歳以下で、2年以上市外に住民登録があること。

② 市内定住の意思があること。

③ 同居親族（婚約者を含む）があること。

④ 義務教育中の子どもがいることまたはその見込みのあること。

⑤ 自治会に加入し、地域行事などの活動に積極的に参加できること。

⑥ 税等を滞納していないこと。

⑦ 申込者または同居者が暴力団員でないこと。

受付期間

1月17日（月）～3月31日（木）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日を除く）

受付窓口

○末吉支所建設課 管理係

○財部支所建設水道課 管理係

○大隅支所建設水道課 管理係

申込方法

右記の受付窓口に「地域振興住宅入居申込書」が備え付けてありますので、次の添付書類を添えて、本人または同居親族が窓口提出してください。なお、郵送での申し込みは、受付期限日の消印まで有効とします。

申込添付書類

① 住民票謄本

（本籍地まで記載されたもの）

② 納税証明書（滞納がない証明）

③ 所得証明書

入居決定者の選考

地域振興住宅入居者選考審査会の意見を聴いて、入居順位を決定します。入居順位を決め難いものについては、公開抽選により決定します。

※入居順位については今年度限りの順位となります。

※地域振興住宅は将来入居者への払い下げが可能です。

※応募者が募集戸数に満たない場合における申込資格の緩和措置

応募者が募集戸数に満たない場合、申込資格①の市外住民登録が2年未満または、市内在住の方も申込資格を有することとしております。

希望される方は受付窓口までご連絡ください。

【申込から入居までの手続き】

① 窓口・郵送申し込み
申込者へ「受付番号通知書」を送付します。

② 入居者の選考審査・決定
入居資格の確認後、「入居者選考審査会」を経て、入居順位を決定し、応募者へ通知します。

③ 入居確約書の提出
入居決定者は、これから建設する住宅に入居する確約書を提出していただきます。

④ 住宅の建設
土地購入・造成・住宅建設

⑤ 住宅への入居
誓約書の提出、敷金の納付、鍵の引渡し

保育園の入園希望者を募集

平成23年4月から入園を希望される方は、
各支所保健福祉課へお申し込みください。
申込受付期間 平成23年1月11日(火)～21日(金)

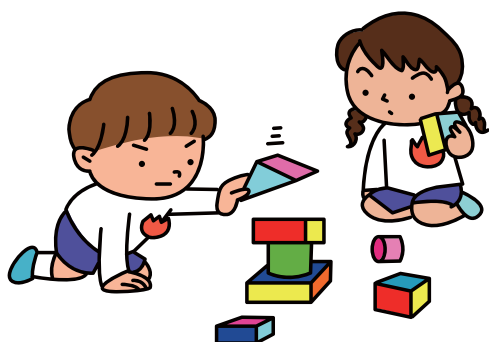
お問い合わせ先

各支所保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

末吉 ☎ 0986-76-8807

大隅 ☎ 099-482-5925



申込基準

① 家庭外労働

児童の親が家庭の外で仕事を
しているため、児童の保育が
できない場合

② 家庭内労働

児童の親が家庭以外の仕事を
しているため、児童の保育が
できない場合

③ 親のいない家庭

死亡、行方不明などの理由で
親がいない家庭の場合

④ 母親の出産等

母親が出産の前後、病気、負
傷、心身障害などで児童の保
育ができない場合

※母子手帳の写しや病院等の証
明書が必要です。

⑤ 病人の介護等

児童の家庭に長期にわたる病
人や心身に障害のある人がい
るため、親がいつもその介護
にあたつて、児童の保育がで
きない場合

※介護・病気証明書が必要です。

⑥ 家屋の災害

火災や風水害、地震などの天
災により、家屋を失ったり破
損したため、復旧までの間、
児童の保育ができない場合

申込書に添付する書類

① 会社等に勤務（パート含む）

し、給料から源泉徴収されて
いる場合は、平成22年分の源
泉徴収票の写し

② 自営業で確定申告する方は、

平成22年分の確定申告書の写
し（税務署受付印のあるもの）

③ 平成22年1月1日以降に転入

された方は、前の居住地での
平成22年度の市町村民税の課
税証明書

※①～③は保育料決定のための
書類となります。

④ 勤務（内職含む）している場 合は、就労証明書（父親・母 親とも）

⑤ 保護者が病気などの場合は、
診断書等の証明書

⑥ 保護者が介護等をする場合
は、民生委員等の証明書

入園の決定

家庭の状況などを聴取また
は、必要に応じて実態調査し、
保育が困難と認められた場合
に、その程度の高い子どもから
保育園の定員に応じて入園を決
定します。

※申請内容に虚偽があった場
合、入園できないことがあります。

募集保育園(所)一覧表

地 区	保育園（所）名	定 員	地 区	保育園（所）名	定 員
末 吉	樹心保育園	110 人	大 隅	覚照保育園	90 人
	輪光保育園	45 人		正心保育園	20 人
	高之峯保育園	30 人		かさぎ保育園	45 人
	白鳥保育園	70 人		太陽の子保育園	60 人
	ひこばえ保育園	70 人	財 部	南保育所（※）	30 人
大 隅	岩川保育園	60 人		北保育所（※）	30 人
	大隅北保育園	45 人		しゃら保育園	90 人

（※）平成23年4月1日より民間に移管されます

～お願い～

自治会ごみ収集所は、自治会役員の方々が大変苦勞して管理されています。

ごみを出す人、一人ひとりがマナーを守り、自分たちの自治会ごみ収集所をきれいにしましょう。

年末年始のごみ収集について

年末は12月30日(木)まで

年始は1月4日(火)から

お問い合わせ先

各支所環境係

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934



年末年始のごみ収集業務

家庭ごみの自治会ごみ収集所の年末の収集業務は、末吉・大隅・財部の3地区とも12月30日(木)までとなります。

年明けの業務開始は、1月4日(火)からです。

ごみ収集は、年間を通して収集する曜日やごみの種類、地区を決めていますので、ごみを出す時は気をつけましょう。

ごみは名前を書いて朝8時まで
最近ごみの分別が悪くなっているようです。

自治会ごみ収集所にごみを出すときは、決められた方法で分別して、指定ごみ袋に入れてください。

ごみ袋には、名前を必ず書いて、朝8時までに出してください。時間を過ぎると収集に間に合わない場合がありますので時間を守りましょう。

指定ごみ袋の購入

曾於市の指定ごみ袋は、市内の各商店で販売していますので、お買い求めください。ごみ袋は、燃やせるごみが黄色、燃やせないごみが赤色、資源ごみが透明です。

曾於市クリーンセンター年末年始業務日

年	平成 22 年														平成 23 年				
月	12 月														1 月				
日	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	
曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
業務	通常業務					休業します	通常業務		休業します	通常業務					休業します				通常業務

曾於市クリーンセンターの年末年始の業務について

年末の搬入は大変混雑！早めに搬入しましょう！

お問い合わせ先

曾於市クリーンセンター ☎ 0986-76-6766

各支所環境係 末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934



年末の大掃除はお早めに

曾於市クリーンセンターは、12月23日(木・祝)、12月26日(日)、12月31日(金)から1月3日(月)まで、業務を休止します。

年末は12月30日(木)まで、年明けは1月4日(火)から通常どおり業務を行います。

なお、12月の第3日曜日である12月19日は業務を行います。

例年、12月18日頃から粗大ごみを中心に搬入する方々で大変混雑し、待ち時間が長くなります。年末をさけて早めの搬入にご協力ください。

クリーンセンターの搬入時間

①月曜日～土曜日

午前8時30分～午後4時30分

②第3日曜日

午前9時～午後4時

③第3日曜日を除く日曜日と祝日は休みです。

50キ以上は処理料がかかります

個人の方が一回の計量で50キを超える1キあたり5円の処理料がかかります。処理料は現金でお支払いください。

ごみの分別はしっかりと

搬入したごみの分別が悪い時はお待ち帰りたい場合があります。ごみは決められたとおり分別して、曾於市指定ごみ袋に入れてください。

※みんなのまちをきれいにしましょう。

※家庭でのごみの焼却、不法投棄は、法律で禁止されています。

曾於市で景観の素晴らしい所、自慢できる所・人・物をご紹介下さい

お問い合わせ先

曾於市観光特産開発センター

☎ 0986-28-0111

FAX 0986-79-1147

E-mail:info@sookai.net



曾於市観光特産開発センターでは、観光の推進を図るため景観の素晴らしい所、自慢できる所・人・物を掘り起こし、曾於市の新たな観光にしたいと考えていますので、観光に活かせるような所・人・物を知っていらつしゃいましたらご紹介下さい。

例えば、次のような所・人・物を教えて下さい。

◇どここの景観は最高に素晴らしい。(例えば、紅葉、夕日、銘木、花)

◇どここの伝統芸能・文化財

は価値が高い。

◇何という食べ物美味しい。

◇誰々さんの話(説明)は味があつて面白い。

◇誰々さんは何づくりの名人である。

観光推進の参考になった紹介については、曾於市の特産品をプレゼント致します。なお、当選者の発表はプレゼントの発送をもつてかえさせて頂きます。

公募内容

曾於市内における美しい所、自慢できる所・人・物等で観光に活かせるもの

対象者

曾於市内外を問わずだれでも
☆公募期間平成22年12月～平成23年1月末日まで

公募様式(様式自由)

1. 紹介者の氏名、電話番号
2. 紹介者の住所
3. 紹介する場所・名前・物
4. 紹介に値する理由(2～3行程度)

提出方法

郵送、メール、FAX、直接開発センターへ持参

提出・問い合わせ先

曾於市観光特産開発センター
上記お問い合わせ先

人権相談を行います

12月4日から10日は人権週間。
皆さんお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

鹿児島地方法務局鹿屋支局

☎ 0994-43-6790



特設人権相談所開設のお知らせ

曾於市では、人権週間中の下記により特設人権相談を行います。

家族間の問題、財産・相続の問題、差別、いじめなどの問題でお困りの方は、お気軽に御相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、法務局と人権擁護委員は人権週間以外も相談に応じています。最寄りの法務局やお近くの人権擁護委員までお問い合わせください。

曾於市の人権擁護委員

※敬称略

特設人権相談日時および場所

地区	氏名	住所	電話番号
末吉	大窪 義孝	深川 7016-2	0986-76-2048
	中山 壽子	諏訪方 9705	0986-76-0383
	山内 千代子	岩崎 2092- 口	099-482-2131
大隅	幸田 貞文	中之内 5039-2	099-482-1317
	廣川 ミドリ	岩川 6205-1	099-482-2681
	持田 初穂	月野 2371-2	099-482-1696
財部	高柳 正充	北俣 677-1	0986-72-3571
	原村 正憲	南俣 5229-1	0986-75-1325
	橋本 たえ	北俣 245	0986-72-0115

地区	月日	時間	場所
末吉	12月9日(木)	午前10時 ～ 午後3時	末吉老人福祉センター
大隅			大隅中央公民館
財部			財部交流館

日	月	火	水	木	金	土
			12/1	2 ひろば	3 親子	4
5	6 ひろば	7	8	9 講座	10 親子	11
12	13 ひろば	14 講座	15	16 ひろば	17 親子	18
19	20 ひろば	21 ひろば	22	23 天皇誕生日	24 親子	25
26	27 ひろば	28	29	30	31	

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前 10 時～午後 3 時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前 9 時～午後 4 時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

●会場：子育て支援センター

●会場：弥五郎伝説の里

午前 10 時～午前 11 時 30 分

子育てひろば

●会場：末吉総合センター

●会場：財部保健福祉センター

午前 10 時～午前 11 時 30 分

育児講座

●会場：末吉総合センター（9 日）

大隅弥五郎伝説の里（14 日）

午前 10 時～午前 11 時 30 分

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
12 月 14 日 (火)	午前 10 時～ 午後 3 時	末吉支所 1 階 会議室

子育てふれあいひろば

・9 日と 14 日は育児講座を開催。

・16 日の子育て広場は末吉総合体育館です。

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター

大隅 ☎ 099-482-6125（直通）

子育て携帯サイトすまいるキッズ

<http://www.smile-kids.jp/sooshi>



育児講座

12 月 9 日（木）は、末吉総合

センターで「子どもをとりまく事故防止について・いざという時のための対処法」など、子育て中の方々に身近な事例などの紹介や、すぐに役立つお話が聞けます。講師は大隅曾於地区消防組合救急救命士です。

14 日は、大隅弥五郎伝説の里で、片平幸美さんを講師に招き「フラワーアレンジメント」を開催します。8 日（水）までに子育て支援センターへお申し込みください。参加費 800 円（材料代含む）。

国民年金のはなし

～追納をおすすめします～

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934



年金移動相談所を開設

鹿屋年金事務所による年金移動相談所を開設します。年金に関する相談がある方は、お気軽にお越し下さい。なお、相談の際は、年金手帳・年金証書・印鑑などをお持ち下さい。相談は無料ですが、前日までに年金相談が開かれる各支所国民年金係に予約が必要です。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10 年以内であれば、さかのぼって納める（追納）ことができます。

ただし、免除の承認を受けられた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納の申し込みは市役所またはお近くの年金事務所です。

曾於地区の出火原因 ワースト3

1位	こんろ	8件
2位	風呂・かまど	5件
3位	取り灰	4件

県内消防本部別出火率 ワースト3

1位	阿久根地区	6.94
2位	さつま町地区	5.38
3位	大隅曾於地区	5.25

(※島しょ部を除く。) 県平均3.46



緊急事態!! 曾於地区が火災出火率 県内ワースト3!!

お問い合わせ先

消防本部

警防課

予防課

北部消防署

南部消防署

☎ 099-482-0579

☎ 099-482-5577

☎ 099-482-0559

☎ 099-477-0119



大隅曾於地区消防組合管内では既に平成22年1月から9月にかけて46件の火災が発生しており、10人の方が負傷、そのうち3人の尊い命が火災により奪われています。また、「たき火」、「こんろ」、「機器の誤った使用方法」による火災も増えていきます。これは「人の不注意」が原因となって発生しているものです。火を使う

ときは、必ずその場を離れず、離れる時には必ず火を消すよう習慣づけましょう。

住宅用火災警報器は、消防法及び火災予防条例により、平成23年5月31日までにすべての住宅に設置することが義務付けられています。まだ設置がお済みでないご家庭は早めに設置しましょう。

総務省地デジチューナー支援実施センターより 地上デジタル放送受信のための支援のご案内

総務省では、地上デジタル放送がまだ受信できない以下のいずれかに該当する世帯でNHK受信料全額免除の世帯に、チューナーの無償給付などの支援を行います。(アンテナ工事が必要な世帯はアンテナ工事も無償で実施します。) **申込受付は、平成22年12月28日まで(消印有効)。**

○生活保護などの公的扶助を受けている世帯

○障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

○社会福祉事業施設に入所されていて自らテレビを持ち込んでいる世帯

お問い合わせ先

- 総務省地デジチューナー支援実施センター(0570-033840)
- 財部支所福祉事務所(0986-72-0936)
- 大隅支所保健福祉課(099-482-5925)
- 末吉支所保健福祉課(0986-76-8807)

中小企業者のための

鹿児島県の融資制度

口蹄疫により影響を受けた中小企業者の経営再建を支援します。

口蹄疫経営再建支援資金

【取扱期間：平成23年3月31日まで】

融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者および組合で、口蹄疫に起因して生じた事由により、以下のいずれかに該当する方が対象です。

① 1か月の売上高又は販売数量（以下、「売上高等」という。）が平成22年3月または前年同期と比べ10%以上減少している月があり、かつ、最近1か月の売上高等が平成22年3月又は前年同期の売上高等と比較して減少している中小企業者

② ①の要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者

- ・ 最近3か月間の平均売上高等が前年の同期と比べ3%以上減少
- ・ 最近3か月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年の同期と比べて3%以上減少
- ・ 最近3か月間の平均売上高等が2年前同期と比べ3%以上減少

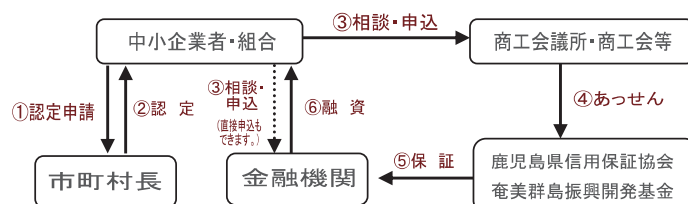
※ 市町村長の認定が必要です。

融資条件

平成22年10月12日現在

融 資 限 度 額	運転資金5,000万円
利 率	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3%
信 用 保 証 料 率	融資対象者①に該当する方 年0.45%～年1.55%（リスク考慮型信用保証料率による） 融資対象者②に該当する方 年0.45%
融 資 期 間	運転資金 7年以内（据置24月以内）
償 還 方 法	毎月均等分割
保 証 人 ・ 担 保	保証機関の定めるところによる
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、商工中金、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）
借 入 申 請 に 必 要 な 書 類	○信用保証委託申込書 ○県民税及び市町村民税の納税証明書 ○融資対象者であることの市町村長の認定書 ○融資対象者②に該当する方 特定中小企業者認定書 ○その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

融資の流れ



— ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等へどうぞ —

病害虫のまん延防止にご協力を

おみやげ・宅配にご注意！



お問い合わせ先

農林水産省 門司植物防疫所

鹿児島支所 志布志出張所

☎ 099-472-2491

沖縄・奄美・小笠原・トカラ列島には、サツマイモなどの農作物に大きな被害を与えるアリモドキゾウムシ等の重要な病害虫が発生しています。

これらの病害虫発生をまん延を防止するために、サツマイモなど一部の植物は法律によって本土への持ち込みが規制されていますのでご注意ください。

規制の内容は下記のとおりです。

発生地域	移動先	持ち込めないもの	
		植物	害虫
沖縄県全域 奄美群島 トカラ列島 小笠原諸島	本土	さつまいも(紅いも等) 注1) ヨウサイ(エンサイ) あさがお ぐんばいひるがお 等の生茎葉及び地下部	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ
	本土	かんきつ 注2) ゲッキツ ゾウノリンゴ サルカケミカン 等の苗木類 果実及び種子は除く	カンキツグリーニング病 ミカンキジラミ
沖縄県全域	本土・小笠原諸島・トカラ列島 奄美群島	かんきつ 注2) ゲッキツ ゾウノリンゴ サルカケミカン 等の苗木類 果実及び種子は除く	カンキツグリーニング病 ミカンキジラミ
徳之島 沖永良部島 与論島	本土・小笠原諸島 トカラ列島・奄美大島 沖縄県全域・※喜界島	かんきつ 注2) ゲッキツ ゾウノリンゴ サルカケミカン 等の苗木類 果実及び種子は除く	カンキツグリーニング病 ミカンキジラミ

注1): さつまいもは消毒(蒸熱処理)をすれば持ち込めますので、事前に最寄りの植物防疫(事務)所へお問い合わせ下さい。

注2): みかん属、からたち属、きんかん属、ゲッキツの苗木類は検査を受ければ持ち込めますが、検査に長期間を要しますので、事前に最寄りの植物防疫(事務)所へお問い合わせ下さい。



アリモドキゾウムシ

※喜界島はカンキツグリーニング病菌の緊急防除区域ですのでかんきつ等の苗木類の移動が禁止または制限されています。

あなたのお住まいは安全ですか！

がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

お問い合わせ先

末吉支所 建設課

☎ 0986-76-8811

財部支所 建設水道課

☎ 0986-72-0941

大隅支所 建設水道課

☎ 099-482-5953



1. 制度概要

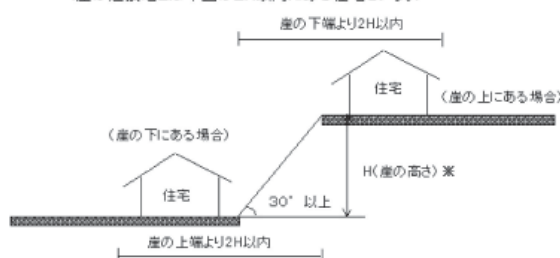
がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅(購入も含みます)に要する経費に對し補助金を交付する制度です。

この事業の対象となるのは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、地方公共団体が建築基準法の規定に基づき条例で制定した災害危険区域内又は建築を制限している区域内にある住宅(現に居住の用に供されている

る住宅)です。この条例は昭和46年9月1日施行されたもので、この施行に伴い、既存の不適合な昭和46年8月31日以前に建築された住宅が、原則として対象となります。

危険住宅とは

(崖の近接地とは下図の2H以内にある住宅をいう。)



※H(がけの高さ)が2m以上の場合が対象です。

2. 補助の内容

除却等費危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用

建物助成費危険住宅に代わる住宅の建設(購入も含みます)、土地取得、敷地造成のため、金融機関から融資を受けた場合の借入れ金の利子相当額(利率は8.5%を限度とします。)

3. 補助限度額

①除却等費: 780千円

②建物助成費

建設費: 4,440千円

土地取得: 2,060千円

敷地造成: 580千円